特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 (税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成 29 年 1 月 30 日 (月)

No. **14372** 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.ip/

Ħ 次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] ………(1)

☆特許庁告示第19·20·21·22号······(15)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

拒絕審決取消請求事件

(殺傷犯罪防止刃物事件)

-平成27年(行ケ)第10220号、平成28年5月30日判決言渡ー

事件の骨組

本件は、特許庁が行った、査定不服審判の請求不成立(出願拒絶)審決について、相違点1に係る判 断の誤り(取消事由1)、相違点2に係る判断の誤り(同2)を争点として争われた事件である。

本願発明は、「殺傷犯罪防止刃物」として、「通常の刃物として使え、しかも人を刺すなど凶器としては 使えない刃物を創ること」、「刃は活かしながら刃物の先端部にストッパを設け、殺傷など、凶器として 使用できないようにすること | に関するものである (特開2014-18348号公報)。

審決において、本願発明は、引用文献1に記載された発明、引用文献2及び従来周知の技術事項に基



特許検索競技大会 2016

団体の部:2連覇達成!

個人の部:最優秀賞 受賞



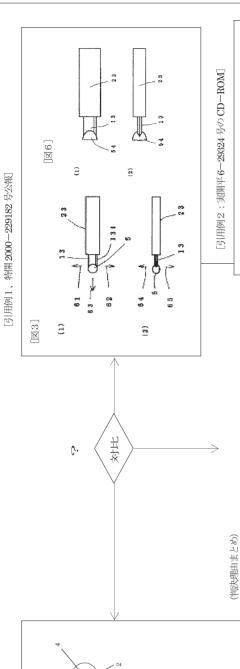
情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳 企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 勝山 Tel 0565-43-2954 Fax 0565-43-2980



[⊠4]

[83]

本順発明

4,5,7,12, 17, 22

[図13]

引用例1に記載された発明(引用発明)「争いはない

<u>⊠</u>1]

ナイフの切先に、刃先を下にしてみた場合に安全のため上下左右に張り出した半 本願発明と引用発明との一致点「争いはない」 **談抜け止め部材を設けたナイフ。**

刃物先端に該刃物の軸と略垂直方向に広がる形状部分を有する部材を設けた刃物 相違点1 [争いなか、

> 刃の機能を維持ししく、刃物の先端に該刃物の軸と略垂 直方向をなす、人体への食い込みを防止する円板状のスト ッパを設けたことを特徴とする殺傷犯罪坊止刃物。

引用発明の「半球抜け止め部材」が設けられた「ナイフ」では、刃の機能につい C特段の特定を伴っていない点。

4 相違点2 [争いはない]

本願発明の「ストッパ」は、「人体への食い込みを防止する」という特定、その あ状として「円板状」との特定が付されている点。

取消事由1 (相違点1の判断の誤り) について

本願発明の刃物に相当する引用発明のナイフにおいても、刃の機能が維持されて 、ることは当然のことであるから、相違点1は実質的な相違点とはいえない。

引用発明において、その抜け止め部材の形状を、「上下左右に張り出した半球状」 こ代えて、「円板状」のものとすることは、当業者において、適宜設計することが 引用例2には、刃の一端側に握り部材を備え、他端部位置に、刃先を隠すこと ができるように、円板状のストッパを設けるという技術事項が記載されている。 でき、これを容易に想到することができたものということができる。 6 取消事由2 (相違点2の判断の誤り) について

安全のため刃の端部にその切先を隠すことができるように設けられた円板状の 対け止め部材が、刃物が人体に食い込むことを防止するものであることは、明ら

周知技術、引用例3:登録実用新案第3165846号公報]

- カストッパー

「通常、包丁及びナイフは切る及び、刺すなどの機能を有り 「通常、包丁及びナイフはその機能性ゆえ、先端は鋭利な ており、冷静に考えると、極めて危険である。」 (【0004】) 2

「先端に突起物を装着する事により、犯罪を未然に防ぐ効 版状になっており、このことからも極めて但領極まりない。」 ([8000]) ಣ

ナイフの刃の先端が霧出していると人の殺傷につながりかな ないことは、当業者が普通に認識している周知の事項である。 果がある。」([0011])

[判決理由のまとめ]